

所沢市議会基本条例の一部を改正する条例について

1 はじめに

所沢市議会では、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一般質問において市長等に質問を行っております。質問の方式は一問一答方式、初回一括方式、一括方式の3方式としておりますが、このたび一括方式を削除し、一問一答方式、初回一括方式の2方式とする改正を行うものです。

2 改正内容

所沢市議会基本条例

改正後	改正前
<p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第12条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、質疑及び質問は、一問一答の方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については初回一括方式で行うことができる。</p> <p>略</p>	<p>(議員と市長等執行機関の関係)</p> <p>第12条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。この場合において、質疑及び質問は、一問一答の方式のほか、質疑については回数制限方式、質問については一括方式又は初回一括方式で行うことができる。</p> <p>略</p>

【改正内容】

第12条第1号

市政に対する質問の方式において、一括方式を削除するものです。

3 施行予定日 公布の日から